

令和 2 年 度

## 芦屋市経営健全化等審査意見書

(病院事業会計・水道事業会計・下水道事業会計)

芦 屋 市 監 査 委 員



芦 監 報 第 9 号

令和 3 年 8 月 27 日

芦屋市長 伊 藤 舞 様

芦屋市監査委員 阿 部 清 司

同 ひろせ 久美子

令和 2 年度 芦屋市経営健全化審査意見

(病院事業会計・水道事業会計・下水道事業会計)の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 2 年度芦屋市公営企業会計(病院事業会計・水道事業会計・下水道事業会計)決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、その意見を次のとおり提出する。

令和2年度 芦屋市経営健全化審査意見  
(病院事業会計・水道事業会計・下水道事業会計)

**第1 審査の対象**

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）第22条第1項の規定により，市長から提出された令和2年度芦屋市公営企業会計（病院事業会計・水道事業会計・下水道事業会計）決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

**第2 審査の期間**

令和3年8月4日から令和3年8月17日まで

**第3 審査の方法**

本審査は，市長から提出された令和2年度芦屋市公営企業会計（病院事業会計・水道事業会計・下水道事業会計）決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

**第4 審査の結果**

審査に付された令和2年度芦屋市公営企業会計（病院事業会計・水道事業会計・下水道事業会計）決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は，いずれも適正に作成されているものと認められる。

## 1 概要

令和2年度の地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する公営企業（以下「法適用企業」という。）の資金不足比率は以下のとおりであり、いずれも資金不足額が生じなかったため比率が算定されなかった。

（単位：％）

区 分	令和2年度 資金不足比率	経営健全化基準
病院事業会計	—	20.0
水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0

\*財政健全化法の規定に基づき、公営企業（法適用企業にあつては繰越欠損金があるものに限る。）の資金不足比率が上記基準以上である場合には、当該公営企業について公営企業の経営健全化のための計画を定めなければならないとされている。

## 2 資金不足比率算定状況

### (1) 算定式

資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定した資金の不足額の度合いを表す比率であり、資金の不足額を事業の規模と比較して指標化し、経営状況の健全度を示すものである。

[算定式]

$$\text{資金不足比率 (\%)} = \frac{\text{資金の不足額 (*A)}}{\text{事業の規模 (*B)}}$$

#### \*A 資金の不足額

資金の不足額 = [①流動負債+⑤建設改良費等以外の経費の財源充当地方債  
現在高（うち流動負債を除く）-⑥流動資産] -⑨解消可能資金不足額 (\*C)

但し、資金不足比率の算定基準により、①流動負債からは以下の②～④の額を控除し、⑥流動資産からは以下の⑦及び⑧の額を控除して算定することとされている。

②控除企業債等・・・決算において貸借対照表の流動負債に計上されている企業債及び他の会計からの長期借入金で、建設改良費に充てるためのものの額

③控除未払金等・・・貸借対照表に計上されている一時借入金及び未払金のうち建設改良費に係るものであって、その支払財源に充てるために翌年度に地方債を起こすこととしているものの額

④⑧控除額・・・連結実質赤字額の算定上、現金会計である他会計との間で生じる重複額

⑦控除財源・・・当該年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち、翌年度に繰越した事業の財源に充当することができる特定の収入で、当該年度に収入された部分に相当する額

なお、資金不足比率の算定基準により、⑨解消可能資金不足額がある場合に、計算結果が0より小さくなる場合の資金不足額は0とする。

#### \*B 事業の規模

事業の規模 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

#### \*C 解消可能資金不足額

事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

(2) 資金不足比率の算定

(単位：千円, %, ポイント)

区 分		2年度 a	元年度 b	増減 a-b
病院 事業 会計	A 資金不足額 (△は資金剰余額)	△ 252,010	△ 96,502	△ 155,508
	① 流動負債	1,391,419	1,169,084	222,335
	② 控除企業債等	417,134	352,406	64,728
	③ 控除未払金等	0	0	0
	④ 控除額	0	0	0
	⑤ 建設改良費等以外の経費 の財源充当地方債現在高 (うち流動負債を除く)	0	0	0
	⑥ 流動資産	1,226,295	913,180	313,115
	⑦ 控除財源	0	0	0
	⑧ 控除額	0	0	0
	⑨ 解消可能資金不足額	0	0	0
B 事業の規模 (営業収益の額)	4,470,985	4,917,059	△ 446,074	
資金不足比率の計算 【計算式】 $A \div B \times 100$ (%) (資金剰余の場合は△で表示)	△ 5.6	△ 1.9	△ 3.7 ポイント	
資金不足比率 資金の不足額が生じない場合, 資金不足比率は「—」と表示	—	—	—	
水道 事業 会計	A 資金不足額 (△は資金剰余額)	△ 1,337,245	△ 1,608,027	270,782
	① 流動負債	744,314	693,879	50,435
	② 控除企業債等	265,735	232,562	33,173
	③ 控除未払金等	0	0	0
	④ 控除額	0	0	0
	⑤ 建設改良費等以外の経費 の財源充当地方債現在高 (うち流動負債を除く)	0	0	0
	⑥ 流動資産	1,815,824	2,069,344	△ 253,520
	⑦ 控除財源	0	0	0
	⑧ 控除額	0	0	0
	⑨ 解消可能資金不足額	0	0	0
B 事業の規模 (営業収益の額-受託工事収益の額)	1,459,361	1,768,104	△ 308,743	
資金不足比率の計算 【計算式】 $A \div B \times 100$ (%) (資金剰余の場合は△で表示)	△ 91.6	△ 90.9	△ 0.7 ポイント	
資金不足比率 資金の不足額が生じない場合, 資金不足比率は「—」と表示	—	—	—	

資金不足額 = (①-②-③-④) + ⑤ - (⑥-⑦-⑧) - ⑨

<注>病院の受託工事収益の額は0

区 分		2年度 a	元年度 b	増減 a-b
下水道事業会計	A 資金不足額 (△は資金剰余額)	△ 946,300	△ 726,807	△ 219,493
	① 流動負債	1,162,708	1,004,223	158,485
	② 控除企業債等	823,269	830,628	△ 7,359
	③ 控除未払金等	0	0	0
	④ 控除額	0	0	0
	⑤ 建設改良費等以外の経費 の財源充当地方債現在高 (うち流動負債を除く)	0	0	0
	⑥ 流動資産	1,285,739	900,402	385,337
	⑦ 控除財源	0	0	0
	⑧ 控除額	0	0	0
	⑨ 解消可能資金不足額	0	0	0
	B 事業の規模 (営業収益の額-受託工事収益の額)	1,528,926	1,687,759	△ 158,833
資金不足比率の計算 【計算式】 $A \div B \times 100$ (%) (資金剰余の場合は△で表示)	△ 61.8	△ 43.0	△ 18.8 ポイント	
資金不足比率 資金の不足額が生じない場合、 資金不足比率は「—」と表示	—	—	—	

$$\text{資金不足額} = (\text{①} - \text{②} - \text{③} - \text{④}) + \text{⑤} - (\text{⑥} - \text{⑦} - \text{⑧}) - \text{⑨}$$

### 3 むすび

令和2年度決算に係る資金不足比率において算定に用いられた各数値については、病院事業会計、水道事業会計及び下水道事業会計の決算内容とも整合しているほか、算定基礎事項記載書についても適切に記載されており、比率は適正に算定されているものと認められる。

#### ① 病院事業会計

資金不足比率の算定方法により算出された、令和2年度決算に基づく**資金不足比率**は、資金不足が生じていないため「―」で表示されている。資金剰余額は前年度と比較すると1億5,551万円増加し2億5,201万円となり、短期的な資金繰りについて問題はないと思われる。また事業の規模に対する率についても5.6%と前年度から改善されている。

今後も「市立芦屋病院新改革プラン」に掲げられた取組を着実に実行し、引き続き経営改革に取り組んでほしい。

#### ② 水道事業会計

資金不足比率の算定方法により算出された、令和2年度決算に基づく**資金不足比率**は、資金不足が生じていないため「―」で表示されている。資金剰余額は前年度と比較すると2億7,078万円減少し13億3,725万円となり、短期的な資金繰りについて問題はないと思われる。また事業の規模に対する率についても91.6%と高水準にあり、良好な状態であると認められる。

#### ③ 下水道事業会計

資金不足比率の算定方法により算出された、令和2年度決算に基づく**資金不足比率**は、資金不足が生じていないため「―」で表示されている。資金剰余額は前年度と比較すると2億1,949万円増加し9億4,630万円となり、短期的な資金繰りについて問題はないと思われる。また事業の規模に対する率についても61.8%と高水準にあり、良好な状態であると認められる。

(参考) 健全化判断比率及び資金不足比率の対象となる会計

区 分		健全化判断比率				
一般会計等	一般会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	将来負担比率		
	一般会計等に属する特別会計				公共用地取得費特別会計	
その他の特別会計	一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の特別会計	資金不足比率	実質公債費比率	将来負担比率		
					国民健康保険事業特別会計	
					介護保険事業特別会計	
					駐車場事業特別会計	
	後期高齢者医療事業特別会計					
	公営企業に係る特別会計				法非適用	都市再開発事業特別会計
					法適用	病院事業会計
水道事業会計						
下水道事業会計						
一部事務組合 広域連合	阪神水道企業団					
	丹波少年自然の家事務組合					
	兵庫県後期高齢者医療広域連合					
損失補償している団体	阪神福祉事業団					
	兵庫県信用保証協会					

備考：「法適用」とは、地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する企業に係る特別会計であり、「法非適用」とは、地方公営企業法の規定を適用しない企業に係る特別会計である。

なお、資金不足比率は、各会計ごとに算定する。